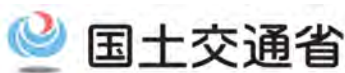


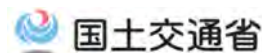
発注者の責務について (改正品確法及び運用指針)

令和3年8月

国土交通省 九州地方整備局 技術管理課



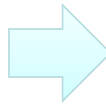
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



1. 公共工事の品質確保の促進に 関する法律の改正について

【背景】

- ・一般競争入札の拡大
- ・ダンピングの増加
- ・不良・不適格業者の参入
- ・発注者の能力差



品質低下の懸念

【目的】公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、

公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与（第1条）

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務

2. 『価格と品質で総合的に優れた調達』

3. 発注者をサポートする仕組み

公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない（第3条第2項）

発注者は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう発注関係事務を適切に実施する責務（第6条）

- ・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査（第11条）
- ・技術提案を求める入札（第12条）
- ・技術提案についての改善を求めることが可能（第13条）
- ・高度な技術等の提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成が可能（第14条）

発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難な場合、外部の者の能力を活用するよう努める（第15条）

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる努力義務（第9条）

2

品確法と建設業法・入契法（担い手3法） H26改正時の概要

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法^{※1}」を中心に、密接に関連する「入契法^{※2}」、「建設業法」も一体として改正。（全会一致で可決・成立。H26.6.4公布） ※1：公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正（H26.6.4施行）

- ①目的と基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等
基本理念を実現するため
- ②発注者責務の明確化：予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等
- ③多様な入札契約制度の導入・活用：事業の特性等に応じて選択、行き過ぎた価格競争を是正

基本方針（H26.9.30閣議決定）

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

発注関係事務の運用に関する指針（H27.1.30関係省庁申合せ）

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正（H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行）

- ダンピング対策の強化（入札金額内訳書の提出）
- 公共工事の適正な施工（施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大）

適正化指針（H26.9.30閣議決定）

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記
- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正（H27.4.1施行）

（担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業はH28.6.1から施行）

- 建設工事の担い手の育成・確保（建設業者団体や国土交通大臣の責務）
- 適正な施工体制確保の徹底（解体工事業の新設、暴力団排除の徹底）

建設業法施行令の一部改正（H26.9.19公布、H27.4.1施行）
○技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正（H26.10.31公布、H27.4.1施行）

3

<背景> ○ダンピング受注、行き過ぎた価格競争 ○現場の担い手不足、若年入職者減少
○発注者のマンパワー不足 ○地域の維持管理体制への懸念 ○受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・ 現在及び将来の公共工事の品質確保 ・ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保 ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
 - ・ 災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮 ・ ダンピング受注の防止
 - ・ 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
 - ・ 技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
- 不調、不落の場合等における見積り徴収
- 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
- 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○ 発注者間の連携の推進 等

効果

・最新単価や実態を反映した予定価格
・歩切りの根絶
・ダンピング受注の防止 等

☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式（新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う） →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注） →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

品確法と建設業法・入契法（新担い手3法）R1改正

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

- | | | | |
|---|---|--|--|
| <p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） ・ 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） ・ 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） <p>○受注者（下請含む）の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な請負代金・工期での下請契約締結 | <p>○発注者・受注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術の活用等による生産性向上 | <p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 ・ 災害協定の締結、発注者間の連携 ・ 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用 | <p>○調査・設計の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加 |
|---|---|--|--|

働き方改革の推進

生産性向上への取組

災害時の緊急対応強化
持続可能な事業環境の確保

- | | | |
|---|---|---|
| <p>○工期の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 ・ 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者は国土交通大臣等から勧告・公表） ・ 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化＜入契法＞ <p>○現場の処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険の加入を許可要件化 ・ 下請代金のうち、労務費相当については現金払い | <p>○技術者に関する規制の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 ・ 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要 | <p>○災害時における建設業者団体の責務の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 <p>○持続可能な事業環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営管理責任者に関する規制を合理化 ・ 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備 |
|---|---|---|

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

(令和元年6月7日成立 6月14日施行)

背景・必要性

1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要（改正のポイント）

I. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

II. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

III. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

V. その他

(1) 発注者の体制整備

- ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】

- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

6

改正のポイント I 災害時の緊急対応の充実強化

■背景

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

■改正品確法 本文（抜粋）

＜基本理念＞ 第3条 第7項

公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

＜発注者等の責務＞

第7条 第1項

三 災害時には、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

第7条 第4項

発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法第二十七条の三十七(※1)に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

※1：建設業に関する調査、研究、講習、指導、広報その他の建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

■背景

「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

■改正品確法 本文（抜粋）

＜基本理念＞ 第3条 第8項

公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、**公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。**

＜発注者等の責務＞ 第7条 第1項

五 地域における**公共工事等の実施の時期の平準化を図るため**、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての**繰越明許費**（財政法第十四条の三第二項（※1）に規定する繰越明許費又は地方自治法第二百十三條第二項（※2）に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条（※3）に規定する**国庫債務負担行為**若しくは地方自治法第二百十四條（※4）に規定する**債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定**、他の発注者との連携による**中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表**その他の必要な措置を講ずること。

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、**公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。**

＜受注者等の責務＞ 第8条 第2項

公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した**適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。**

※1: 歳出予算の経費のうち、その性質又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込みのあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。
 ※2: 歳出予算の経費のうちその性質又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。
 ※3: 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。
 ※4: 法律に基づくもの又は歳出予算の金額（第四十三條の三に規定する承認があつた金額を含む。）若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。
 ※5: 前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、国は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。3. 4(略) 5 第一項又は第二項の規定により国が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。
 ※6: 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

改正のポイントIII 生産性向上への取組

■背景

建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

■改正品確法 本文（抜粋）

＜基本理念＞ 第3条 第11項

公共工事の品質確保に当たっては、**調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等**を通じて、その**生産性の向上が図られるよう**に配慮されなければならない。

＜発注者等の責務＞ 第7条 第1項

八 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、**情報通信技術の活用を図るとともに**、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

＜受注者等の責務＞ 第8条 第3項

受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、**情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上**並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

■背景

公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

■改正品確法 本文（抜粋）

<定義> 第2条 第2項

この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する**測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）**をいう。

<基本理念> 第3条 第1項

公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに**公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより**、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

<調査・設計業務に関する受発注者の責務>

<発注者等の責務>

- ・適正な予定価格の設定（第7条第1項第1号）
- ・ダンピング受注の防止（第7条第1項第4号）
- ・適正な履行期間の設定（第7条第1項第6号）
- ・災害時の緊急対応の推進（第7条第1項第3号）
- ・履行期限の平準化（第7条第1項第5号）

<受注者等の責務>

- ・適正な請負代金・履行期での下請契約の締結（第8条第2項）
- ・生産性向上（第8条第3項）
- 等

10

改正のポイントⅤ その他

■発注体制の整備

<発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等>

第21条 第4項

国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする**発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進**、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し**助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進**、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用

<基本理念>

第3条 第5項

公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他の**工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保**されなければならない。

■公共工事の目的物の適切な維持管理

<発注者等の責務>

第7条 第5項

国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、**当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。**

11

2. 発注関係事務の 運用指針とその取組

12

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正について

公共工事の品質確保の促進に関する法律における「運用指針」の該当条文

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

運用指針 改正のポイント

- ①全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、**災害時の緊急対応の充実強化**
- ②公共工事の品質確保のため、公共工事に加え、**公共工事に関する測量、調査**（地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。））**及び設計**が対象として追加
- ③**働き方改革**、ICTの推進等による**生産性向上の取組**に関連する事項の追加

全体の構成

I. 本指針の位置付け II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項 1 工事 1-1 工事発注準備段階 1-2 工事入札契約段階 1-3 工事施工段階 1-4 工事完成後 1-5 その他 2 測量、調査及び設計 2-1 業務発注準備段階 2-2 業務入札契約段階 2-3 業務履行段階 2-4 業務完了後 2-5 その他 3 発注体制の強化等 3-1 発注体制の整備等 3-2 発注者間の連携強化	III. 災害時における対応 1 工事 1-1 災害時における入札契約方式の選定 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置 2 測量、調査及び設計 2-1 災害時における入札契約方式の選定 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置 3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携	IV. 多様な入札契約方式の選択・活用 1 工事 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点 1-2 工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例 2 測量、調査及び設計 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点 2-2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例 V. その他配慮すべき事項 1 受注者等の責務 2 その他
---	--	--

13

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根拠
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用【新】
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入【新】
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携【新】

14

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

必ず実施すべき事項(工事)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、**週休2日等**に取り組む際に必要となる経費を適正に計上する。

② 歩切りの根拠

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度**の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

④ 施工時期の平準化【新】

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

⑤ 適正な工期設定【新】

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等**を考慮する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

⑥ 適切な設計変更

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑦ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

15

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

実施に努める事項(工事)

① ICTを活用した生産性向上【新】

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める

② 入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式**を選択するよう努める。

③ 総合評価落札方式の改善【新】

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事**や**海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

④ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑤ 余裕期間制度の活用

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

⑥ 工事中の施工状況の確認【新】

下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その**実態を把握**するよう努める。

⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議等**について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

16

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計【新】)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を**的確に反映した積算**を行う。

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用**を徹底する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の**平準化のための取組**を実施する。

具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

17

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

実施に努める事項(測量、調査及び設計【新】)

① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情**に応じ、**プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式**を選択するよう努める。

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシート**の活用、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進**に努め、情報共有が可能となる環境整備を行う。

18

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

災害対応(工事・業務)【新】

① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能となる者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する等**の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっては**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

19